

令和 5 年 度

阪神水道企業団水道事業会計決算
に係る資金不足比率審査意見書

阪神水道企業団

阪水監局発第 24 号～ 3

令和 6 年 9 月 6 日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄 様

阪神水道企業団監査委員 吉 田 謙 治

同 前 迫 直 美

令和 5 年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率審査
意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおりその意見を提出する。

令和5年度阪神水道企業団水道事業 会計決算に係る資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度阪神水道企業団水道事業会計決算に係る資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年8月29日から令和6年9月6日まで

3 審査の手続

審査に当たっては、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）に基づき正確に計上され、適正に作成されているかを主眼として実施した。

第2 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数は、法に基づき計上されており、適正に作成されていると認めた。

令和5年度決算における流動負債の額から所定の額を控除した額42億4,351万円に対し、流動資産は197億7,943万円となり、資金不足比率を算定すべき資金に不足が生じていないため、経営健全化基準の20%に照らして良好な状態にあるものと認めた。

令和5年度資金不足比率	経営健全化基準	備 考
—	20 %	資金の不足額なし

（注）資金不足が発生していない場合は「—」で表記